

## 令和2年第5回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年5月11日（月）  
開会時刻：10時05分 閉会時刻：12時03分
2. 早島町役場 2階第一会議室
3. 出席委員  
9名
4. 欠席委員  
3名
5. 傍聴人数  
なし
6. 議事日程
  - 議案第11号 基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第14号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について
  - 議案第15号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について
  - 報告第3号 農地法第5条の規定による転用届出について
7. 農業委員会事務局員  
2名

10時00分

事務局長（●● ●●君）

ただいまから令和2年第5回早島町農業委員会を開会いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員9名、欠席委員1名でありますので農業委員会等に関する法律第21条により在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

それでは、以降の議事進行は●●会長によろしく願いいたします。

議長（●● ●●君）

これより、議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（●● ●●君）

それでは、議事録署名委員は、3番の●● ●●委員、4番の●● ●●委員にお願いします。よろしくをお願いします。

【両委員了承】

議長（●● ●●君）

それでは議案第11号 基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書2ページをご覧ください。議案第11号・番号1について、農地の所在は前潟字久々原●● ●●番、地目が田、面積が2,992㎡で、合計2筆、3,998㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は倉敷市茶屋町●●●●●番地にお住いの●● ●●さん、借受人は倉敷市茶屋町●●●●●番地にお住いの●● ●●さんでございます。こちらは利用権の新規の設定で、権利の期間は令和2年6月1日から令和5年5月31日までです。位置図は3ページです。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を2番 ●● ●●委員からよろしく願いします。

2番（●● ●●君）

5月7日に現地確認を行いました。現地は整地されており、田植えの準備をしておりますので、問題なかろうかと思えます。以上です。

議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑なし】

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので議案第11号・番号1については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第11号・番号1については承認されました。

続きまして、番号2を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

それでは議案書2ページへお戻りください。議案第11号・番号2について、農地の所在は早島字立岩●●●●番●、地目が田、面積が847㎡、早島字立岩●●●●番●、地目が田、面積が1,338㎡で、合計2筆、2,185㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町早島●●●●番地のお住いの●● ●●さん、借受人は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さんでございます。こちらは利用権の再設定で、権利の期間は令和2年6月1日から令和5年5月31日までです。位置図は4ページとなります。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を8番 ●● ●●委員からよろしく願います。

8番（●● ●●君）

5月8日に現地確認を行いました。場所は●●●●の西側です。ここは既に耕作されており、更新でもありますので、問題ないと思います。以上です。

議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑なし】

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので議案第11号・番号2については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第11号・番号2については承認されました。

続きまして、番号3から5について議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

それでは議案書5ページをご覧ください。議案第11号・番号3から5は農地中間管理機構へ貸付でありますので、一括してご説明いたします。

番号3について、農地の所在は前潟字三ノ割●●●番、地目が田、面積が1,014㎡、前潟字三ノ割●●●番●、地目が田、面積が1,230㎡で、合計2筆、2,244㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、農地中間管理機構へ貸付には倉敷市林●●●番地●にお住いの●● ●●●さんです。こちらは利用権の新規の設定で、利用権の期間は令和2年6月1日から令和5年3月31日までです。位置図は7ページです。

続いて番号4について、農地の所在は前潟字四ノ割●●●番●、地目が田、面積が2,801㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、農地中間管理機構への貸付人は早島町前潟●●番地●にお住いの● ●●さんでございます。こちらは利用権の新規の設定で、権利の期間は令和2年6月1日から令和12年5月31日までです。位置図は7ページです。

続いて議案書6ページをお開きください。番号5について、農地の所在は前潟字九ノ割●●●番、地目が田、面積が1,537㎡、前潟字四ノ割●●●番、地目が田、面積が3,849㎡で、合計2筆、5,386㎡です。農地中間管理機構へ貸付には早島町前潟●●●番地にお住いの●● ●●●さんです。こちらは利用権の新規の設定で、権利の期間は令和2年6月1日から令和12年5月31日までです。位置図は7ページです。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑なし】

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

6番（● ●君）

ここの前湯●●●番の東の水路と道路が崩れています。田んぼの畔については3mくらい浸食されています。町の方で早急に対策してください。

事務局（●● ●●君）

現地を確認させていただきます。

2番（●● ●●君）

これとは別件なのですが、長年耕作していない荒れた農地を借りた際に草刈りをするのですが、これに経費がかかります。遊休農地を再生させることに対する補助金はないのでしょうか。

事務局（●● ●●君）

すぐに思い浮かばないので探させていただきます。

議長（●● ●●君）

他にないようでありますので議案第11号・番号3から5については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第11号・番号3から5については承認されました。

続きまして、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について 議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

それでは議案書8ページをご覧ください。議案第12号・番号1から4については、関連する案件でありますので、併せてご説明いたします。

まず番号1について、権利の種類は使用貸借権の設定です。農地の所在は早島字大辻●●●●番●、

地目が畑、面積が1, 170㎡、早島字大辻●●●●番、地目が畑、面積が128㎡で、2筆、合計1, 298㎡です。貸主は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さん、借主は早島町早島●●●●番地にお住いの● ●●さんでございます。位置図は10ページです。

続いて番号2について、権利の種類は使用貸借権の設定です。農地の所在は早島字浦田●●●●番●、地目が畑、面積が673㎡です。貸主は早島町早島●●●●番地●にお住いの●● ●●さん、借主は早島町早島●●●●番地にお住いの● ●●さんでございます。位置図は10ページです。

続いて番号3について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は早島字奥坂●●●●番●、地目が田、面積が302㎡、早島字浦田●●●●番●、地目が田、面積が685㎡で、合計2筆、987㎡です。譲渡し人は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さん、譲受人は早島町早島●●●●番地にお住いの● ●●さんでございます。位置図は10ページです。

続いて番号4について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は早島字水田●●●●番●、地目が田、面積が987㎡です。譲渡人は早島町早島●●●●番地にお住いの● ●●さん、譲受人は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さんでございます。位置図は8ページです。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を6番 ● ●委員からよろしくお願ひします。

6番（● ●君）

5月7日に現地確認を行いました。●●さんが何を考えられているのかわかりませんが、まあ交換なので問題ないかと思います。

議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

6番（● ●君）

●●さんは利用権を設定していますが、解約はするのですか。

事務局（●● ●●君）

もう解約されています。今回、●●さんは新しく農業を始められるということで、農地法3条で農地を集められていますが、最低5反の耕作面積が必要です。この議案での面積だけでは足りないので、●●さんが妹の●●さんに貸していた農地を解約し、その農地を含め5反を満たすことは事務局で確認しています。

6番（● ●君）

そのあとまた利用権設定するのですか。

事務局（●● ●●君）

それはわかりません。

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので議案第12号・番号1から4については許可したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第12号・番号1から4については許可されました。

続きまして、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について 議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

それでは議案書9ページをご覧ください。議案第13号・番号1について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は早島字水田●●●●番●、地目が田、面積が94㎡で、農地区分は第3種です。譲渡人は早島町早島●●●●番地にお住いの● ●●さん、譲受人は岡山市北区大元上町●●番●●の株式会社●●●●●●●●●● 代表取締役 ● ●●さんでございます。転用目的は露天駐車場で、申請事由は「申請地の隣接地と申請地を一体として整地し、月極駐車場及び時間指定駐車場として利用するため。」です。位置図は10ページです。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を6番 ● ●委員からよろしくお願ひします。

6番（● ●君）

7日に現地確認を行いました。この件については、申請地の交差点は変な形をしているので、もうちょっといい交差点にしたらいいと思います。駐車場にして工作物でも設置されてしまうと、もう交差点を広げることができません。町がこの交差点をどうするのか、●●●がどういう目的で駐車場にするのかを地元の説明してほしいです。気になっています。ここの交差点はもうしないのであれば、南の交差点をどうするのか。その辺りがわからないと許可できないと思うので、保留にしたいのですが。交差点の件をはっきりしてもらわないと。町と●●●で相談してほしいのですが。

議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

事務局（●● ●●君）

今の●委員おっしゃられた交差点の件について、町として少し全体的な話になりますので、そこは少し考えさせてください。ただ駐車場であれば工作物はないので、改良することになったとしても●●さんへ相談しやすいとは思いますが。

議長（●● ●●君）

これを不許可にすると、これだけの農地を残された所有者が可哀そうです。交差点をどうするかというのは農業委員会としては関係のない話です。

7番（●● ●●君）

この一体を今後どうするのかきちんと地元に説明するよう農業委員会として求めていくのは続けなきゃいけないと思います。今回の申請は月極駐車場になっていますが、地元には違う話が行っているという話もありますので。

事務局（●● ●●君）

町の道路事業を盾にこの申請を保留にするのは、難しいです。今●●委員さんが言われたように、今後の計画があるのなら●●●さんに対して地元にきちんと説明するように要望していくとしても、今回の●●●●番●の申請と道路事業を分けて判断していただかないと。●●●さんの方には●委員からこういった要望があったとお伝えはしておきます。

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので議案第13号・番号1については許可したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第13号・番号1については許可されました。

続きまして、番号2について、事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

それでは議案書11ページをご覧ください。議案第13号・番号2及び3については、関連する案







ます。

8 番 (●● ●●君)

5月8日に現地確認を行いました。位置図の●●●●番●から西側については耕作していますが、東側については少なくとも私が農業委員になってからは耕作していません。草ボーボーの状態です。この一帯も住宅地化されるようです。周囲の農地への問題は特にありません。以上です。

議長 (●● ●●君)

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

7 番 (●● ●●君)

申請地の南側に隣接する道路については、曲がった形状をしていますが、住宅が増えると通行量の増加も予想されます。危ないところだと思いますので、町としてどういった対策をするのでしょうか。

事務局 (●● ●●君)

南側の道路については、幅員はそんなに広くありませんが、町として道路を拡幅するという話はありません。徐行していただくとかのソフト対策になるかと思います。ただ、この道路沿いに水路があり、そこは申請者において蓋掛けがされるので、少し広がることになると思います。

議長 (●● ●●君)

その他、ご意見等ありませんか。

8 番 (●● ●●君)

もうあと何枚かで尾越池そのものが要らなくなるかもしれません。

議長 (●● ●●君)

ないようでありますので議案第13号・番号4から11については許可相当と決定したいと思います。いかがでしょうか。

#### 【異議なしの声】

議長 (●● ●●君)

ないようでありますので、議案第13号・番号4から11については許可相当と決定されました。

続きまして、議案第14号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について議題といたします。事務局、説明してください。

事務局 (●● ●●君)

それでは議案書18ページから25ページをご覧ください。令和元年度の目標及びその達成に向け

た活動の点検・評価に係る事務局案を作成しました。加筆・修正点についてご審議いただければと思います。

議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

7番（●● ●●君）

22ページの遊休農地に関する措置のところ、4の評価案に「袋地における利用調整が難航し、遊休農地が増加した。」とありますが、課題のところには担い手不足が挙げられていますが、この点について評価はしないのでしょうか。

事務局（●● ●●君）

担い手不足についても追記するようにいたします。

7番（●● ●●君）

あと、23ページの認定農業者のところ、活動実績が「対象者の発掘に至らなかった。」とありますが、少しあっさりすぎるのではないのでしょうか。早島町の場合地理的要因もあると思いますので。

事務局（●● ●●君）

今のご意見を踏まえて再度検討いたします。

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第14号については事務局案で決定したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第14号については事務局案で決定されました。

続きまして、議案第15号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について 議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

それでは議案書26ページから28ページをご覧ください。今年度の目標及びその達成に向けた活動計画に係る事務局案を作成しました。加筆・修正点についてご審議いただければと思います。よろしく申し上げます。

議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

7番（●● ●●君）

28ページの遊休農地のところで、先ほども触れましたが、課題で担い手不足とだけ言うともうどうしようもないような気がします。「農地中間管理機構へあっせんを強化する」など担い手不足以外の課題も取り上げるべきなのではないでしょうか。

事務局（●● ●●君）

ありがとうございます。文面を再度見直し、次回再度ご提案をさせていただければと思います。

7番（●● ●●君）

お願いします。

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

6番（● ●君）

やっぱり水路ですね。

議長（●● ●●君）

他にないようでありますので、議案第15号については事務局案で決定したいと思います。いかがでしょうか。

#### 【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第15号については事務局案で決定されました。

続きまして、報告第3号 農地法第5条の規定による届出について 事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

それでは議案書29ページをご覧ください。報告第3号・番号1と2について、一括してご報告いたします。

番号1について、権利の種類は所有権の移転です。届け出に係る農地は早島字郷ノ本●●●●●番●、

